特 定 В 型 肝 炎 ウ Ź ル ス 感 染 者 給 付 金 等 \mathcal{O} 支 給 に 関 す る 特 別 措 置 法 案 へ 閣 法 第 五. 号) 衆 議 院 送

付

た 生 じ、 た \Diamond 本 法 特 律 か 措 定 案 0 は、 置 В そ 型 集 講 肝 \mathcal{O} 炎 感 寸 ウ 予 染 1 被 防 ル 害 接 ス が 種 感 等 未 染 曽 \mathcal{O} 者 際 有 で 及 \bigcirc \mathcal{O} あ び 注 t そ 射 \mathcal{O} で 器 \mathcal{O} 相 あ \mathcal{O} \mathcal{O} 続 る 連 ことに 主 続 人 な に 使 内 対 用 容 鑑 L に は み、 ょ り、 次 特 \mathcal{O} 定 \mathcal{O} 多 В お 数 型 感 染 肝 \mathcal{O} で 炎 被 者 あ ウ に 害 В 1 \bigcirc 型 ル 迅 肝 ス 谏 感 炎 か クウ 染 0 1 者 全 体 給 ル 的 付 ス 0) 金 な 等 解 感 を 決 染 支 を 被 給 义 害 す る が

る

8

 \mathcal{O}

を

じ

ょ

う

لح

す

る

ŧ

 \mathcal{O}

り、

そ

لح

り

る。

手 \mathcal{O} 予 当 者 防 社 金 \mathcal{O} 接 会 を 請 種 保 支 求 等 険 給 に \mathcal{O} 診 基 際 す 療 る。 づ \mathcal{O} 報 き、 注 酬 特 射 支 そ 器 定 払 \mathcal{O} \mathcal{O} 基 В 病 連 型 金 態 続 肝 等 使 炎 以 に 用 ウ 下 1 応 に じ 支 ょ ル た 0 ス 払 額 て 感 基 染 \mathcal{O} В 金 特 型 者 _ と 定 肝 給 炎 7 В 付 型 ウ う 。) 金 1 肝 。 以 炎 ル は、 ウ ス 下 1 に 確 感 ル 給 定 染 ス 付 判 感 L 金 決 染 たこと 又 者 لح 給 は V を 和 . う。) 付 金、 解 証 若 明 0) 追 L L 支 < た 加 給 給 者 は 0 付 等 調 請 金 に 停 で、 求 及 対 は び し、 訴 集 原 訟 そ 寸

支 払 基 金 は、 特 定 無 症 候 性 持 続 感 染 者 等 に 対 し、 そ \mathcal{O} 者 \mathcal{O} 請 求 に 基 づ き、 定 期 検 査 費 母 子 感 染 防 止 医

則

て

 \mathcal{O}

法

律

 \mathcal{O}

施

行

 \mathcal{O}

日

カュ

5

起

算

L

て

五.

年

を

経

過

す

る

日

ま

で

に

行

わ

な

け

れ

ば

な

5

な

療 費、 世 帯 内 感 染 防 止 医 療 費、 定 期 検 査 手 当 を 支 給 す る。

三 支 払 基 金 は 給 付 金 等 支 給 関 係 業 務 を 行 11 当 該 業 務 に 要する費 用 に 充 7 る た 8 0 特 定 В 型 肝 炎 ウ 1 ル

ス 感 染 者 給 付 金 等 支 給 基 金 を 設 け る。 政 府 は 支 払 基 金 に 対 L 給 付 金 等 支 給 関 係 業 務 に 要 す る 費 用 に 充

て る た \Diamond \mathcal{O} 資 金 を 交 付 す る t \mathcal{O} لح す う。

兀

 \mathcal{O}

法

律

は

公

布

 \mathcal{O}

日

か

5

起

算

L

て

_

月

を

超

え

な

1

範

用

内

に

お

1

て

政

令

で

定

め

る

日

か

5

施

行

す

る。

ただ

し、三については、公布の日から施行する。

五

政

府

は

 \mathcal{O}

法

律

 \mathcal{O}

施

行

後

五.

年

を

目

途

と

L

て、

給

付

金

等

 \mathcal{O}

支

給

 \mathcal{O}

請

求

 \mathcal{O}

状

況

を

勘

案

し、

給

付

金

等

 \mathcal{O}

請

求

期 限 及 び 支 給 に 要 す る 費 用 \mathcal{O} 財 源 に 0 1 て 検 討 を 加 え 必 要 が あ る と 認 8 る と き は、 そ \mathcal{O} 結 果 に 基 づ 1 て

所要の措置を講ずるものとする。

六 政 府 は 平 成 + 兀 年 度 カゝ 5 平 成 二十 八 年 度 ま で \mathcal{O} 各 年 度 に お 7 て三 0) 規定 に ょ ŋ 支 払 基 金 に 対 L て交

付 す る 資 金 に 0 1 て は 平 成二十 四年 度 に お V) て 必 要 な 財 政 上 及 び 税 制 上 \mathcal{O} 措 置 を 講 ľ て (衆 議 院 修 正、

確保するものとする。